

令和7年9月25日

お知らせ

課名	統計分析課
担当	根木・小阪
内線	2121・2122
直通	086-226-7262

国勢調査員証の紛失について（令和7年国勢調査）

岡山市において、令和7年国勢調査で使用する国勢調査員証の紛失事案がありましたので、お知らせします。

現時点では、紛失した国勢調査員証が悪用された等の報告は入っておりません。

記

1 事案の内容

別紙 岡山市報道発表資料のとおり

2 県の対応

今後このような事態が発生しないよう、改めて次の事項について国勢調査員（国勢調査の統計調査員）に周知徹底を図るよう、全市町村に対し通知を発出する。

- （1）調査員証、調査票等は紛失しないよう、細心の注意を払うこと
- （2）万が一、調査員証、調査票等を紛失した場合は、調査員は直ちに市町村へ報告すること
- （3）調査にあたっては、機微情報を扱うことなど、責任の重大性を十分認識して実施すること

【参考：令和7年国勢調査】

- ・概要：統計法に基づく基幹統計調査で、人及び世帯に関する全数調査
- ・実施：5年に1度実施
- ・調査期日：令和7年10月1日 午前零時現在
- ・国勢調査員数：県内 約9,000人
- ・調査の流れ：
総務省 → 都道府県 → 市町村 → 国勢調査員 → 世帯
- ・国勢調査員：
・市町村の推薦により国が任命する非常勤の国家公務員
・市町村の指導の下、担当調査区域内にある調査客体の確認及び調査書類の配布、調査票の回収・審査、並びにこれら附帯する事務を行う。地域で活動する際は、国勢調査員証を携帯する。